令和4年度 第2回福島県森林審議会議事録

日時:令和4年12月1日(木)

場所:杉妻会館 4階 牡丹

福島県農林水産部 森 林 計 画 課

令和4年度第2回福島県森林審議会議事録

- 1 日 時 令和4年12月1日(木) 13時30分~15時20分
- 2 場 所 杉妻会館 4階 牡丹
- 3 出席者

(委 員)

藤野正也会長、田子英司会長代行兼部会長、<u>阿部恵利子委員、荒川敦郎委員</u>、 <u>今野万里子委員</u>、白岩和子委員、鈴木清延委員、関奈央子委員、高木鉄哉委員、 星明彦委員、村越のぞみ委員

[※下線部の4名の委員は、リモートで参加しました。]

(以上11名)

(福島県)

農林水産部次長(森林林業担当)、森林計画課長、森林整備課長、森林保全課長、 林業振興課副課長兼主任主査、県北農林事務所森林林業部副部長、 県中農林事務所森林林業部長、県南農林事務所森林林業部長、 会津農林事務所森林林業部長、南会津農林事務所森林林業部長、 相双農林事務所森林林業部長、いわき農林事務所森林林業部長、林業研究センター所長 (以上13名)

5 議 事

- (1)【議案第1号】
 - ア 磐城地域森林計画の樹立について
 - イ 阿武隈川、奥久慈及び会津地域森林計画変更について
 - ウ 地域森林計画の樹立及び計画変更に対する意見等について
- (2) 報告事項
 - ア 森林保全部会の報告について
 - イ 福島県農林水産業振興計画の進行管理について
- 6 その他 連絡事項
- 7 閉 会
- 8 発言者名、発言者ごとの発言内容 以下のとおり

司会

(秡川総括主幹)

開会に先立ちまして、確認させていただきます。

本審議会は、森林法に基づき設置されておりまして、附属機関等の会議の 公開に関する指針により会場に傍聴席を設け、県民の皆様に公開することと なってございますので御了承願います。

傍聴者の方へお願いいたします。傍聴に当たりましては、お配りしております傍聴に当たっての留意事項のとおりとなってございますので、御協力をお願いいたします。

それでは、本日は大変お忙しい中、福島県森林審議会に御出席いただき誠 にありがとうございます。

本日、進行役を務めさせていただきます、森林計画課総括主幹の秡川と申します。

どうぞよろしくお願いいたします。

それではただいまより、福島県森林審議会を開催いたします。

始めに、藤野会長より御挨拶をお願いいたします。

藤野会長

会長の藤野です。

委員の皆様におかれましては12月のお忙しい中、令和4年度第2回福島県森 林審議会に御出席いただき誠にありがとうございます。

第1回目は、8月4日に浪江町の福島高度集成材製造センターを視察しまして、地域の取り組みについて現地調査を行いました。

さて、本日の審議におきましては、11月22日付けで福島県知事より諮問を受けております、「磐城地域森林計画案並びに阿武隈川、奥久慈及び会津地域森林計画の変更案」について、審議を行うものであります。

委員の皆様には事前に御意見をいただいているところですが、本日はこれらを踏まえまして審議を進め、答申案の取りまとめを行いたいと思います。

また、昨年12月に新しい福島県農林水産業振興計画が策定されたところでありますが、策定に当たりましては当審議会でも、森林・林業の部分で様々な意見や提案を行ってきたところであります。

本日は関連する指標と令和3年度の実績について報告があるとのことです ので、皆様から忌憚のない御意見をいただければと思っております。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

司会

ありがとうございました。

(秡川総括主幹)

続きまして、農林水産部長より挨拶申し上げます。

農林水産部次長

農林水産部次長、森林林業担当の柳田でございます。

(森林林業担当) (栁田次長) 本日は部長が所用のために出席できませんので、挨拶を預かってまいりました。代読させていただきます。

令和4年度第2回福島県森林審議会の開催に当たり、御挨拶申し上げます。 日頃より本県の森林・林業の推進に、御理解と御協力をいただいております ことに感謝申し上げます。

さて東日本大震災及び原発事故から11年が経過し、ふくしま森林再生事業など、森林の再生に向けた取り組みが着実に進展している一方、いまだ多くの森林が放射性物質の影響を受けており、本県の森林・林業は復興途上にあります。

こうした状況を踏まえ、令和元年度から昨年度まで森林審議会で御審議いただき、本県の農林水産業の施策の基本的な方向性を示す「福島県農林水産業振興計画」を策定し、『「もうかる」「誇れる」共に創るふくしまの農林水産業と農山漁村』を基本目標に掲げ、その実現に向け施策を展開しております。

また「林業アカデミーふくしま」では、9月に新たな研修施設の供用を開始したところであり、本県の森林・林業施策を支える人材の育成により一層取り組んでまいります。

本日は本県の森林・林業施策の方向性を定め、計画的な森林施業による適正な管理や、市町村、森林所有者が作成する計画の指針となる地域森林計画について、御審議いただくこととしております。

また併せて、「福島県農林水産業振興計画」の進行管理について御説明させていただき、その後、意見交換させていただきたく存じます。

委員の皆様には忌憚のない御意見等を賜りますようお願いいたしまして、 挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

令和4年12月1日、福島県農林水産部長小柴宏之代読でございます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

司会

(秡川総括主幹)

ありがとうございました。

それでは、お手元の資料の御確認をお願いいたします。

水色のファイルの方でございますが、インデックスごとに資料を分けてご ざいます。

1番最初の青いインデックスで配付資料一覧表をおめくりいただきたいと 思います。

本日の審議会の資料は、上の方から次第、出席者名簿、座席表、委員名簿、 それから中ほどから本日の資料1から資料8、参考1から参考4、そして最後で ございますが福島県知事からの諮問文の写しでございます。

よろしいでしょうか。皆様、資料はお揃いでしょうか。

それでは、次に進めさせていただきたいと思います。 次第の4、委員の出席状況について御報告させていただきます。

福島県森林審議会出席者名簿の方を御覧ください。

本日は前回同様、リモートを合わせた開催形式といたしております。

リモートで参加いただいている委員は、出席者名簿の氏名のところに、下線を入れさせていただいてございますが、阿部恵利子委員、荒川敦郎委員、今野万里子委員、星明彦委員の4名の皆様はリモートで御参加いただいております。

また本日、五十嵐乃里枝委員、遠藤忠一委員、古関惠子委員、豊田新一委員の4名から欠席の御報告をいただいております。

このため、委員総数15名のところ11名の出席となっており、福島県森林審議会規程第4条に定める委員の過半数の出席を得ておりますことから、当審議会は有効に成立してございます。

なお県側の出席者につきましては、御覧いただいている出席者名簿のとおりでございますが、農林企画課におかれましては、本日急遽、所用のため欠席させていただいておりますので、御報告いたします。

次第5に移らせていただきます。

福島県森林審議会規程第5条により会長が議長となりますことから、藤野会長に議事進行をお願いいたします。それでは藤野会長よろしくお願いいたします。

議長(藤野会長)

それでは、議事を進めてまいりたいと思います。

まず始めに、議事録署名人の指名を行います。福島県森林審議会規程第7条第2項により、議事録署名人を2名指名いたします。関奈央子委員と村越の ぞみ委員によろしくお願いしたいと思います。

続いて、議事に入らせていただきます。

本日の議案ですが、知事から11月22日に諮問を受けております「地域森林 計画に関する事項」となっております。

議案第1号について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 (川口主幹)

森林計画課主幹の川口です。どうぞよろしくお願いいたします。

まず説明の進め方でございますが、始めに議案第1号の磐城地域森林計画 案の説明を行った後に、阿武隈川、奥久慈及び会津地域森林計画変更案につ いて説明いたします。

その説明の後に、縦覧等の結果並びに審議会委員の皆様から事前にいただ きました御意見とその対応について、御説明をさせていただきます。

それでは、スクリーンの方を御覧ください。

なお説明に用いる画像につきましては、お手元の参考2にスライドをお配 りしておりますので、御覧いただきますようお願いいたします。

まず始めに、地域森林計画の概要についてです。

森林法に基づきまして知事が全国森林計画に即して、5年ごとに10年を1期として立てる計画です。地域に応じた森林の整備、保全の目標等を明らかにするものです。

また市町村長は市町村が立てる市町村森林整備計画の指針となります。

本県におきましては、磐城、阿武隈川、奥久慈、会津の4つの計画がございまして、今年度は磐城地域森林計画の樹立となります。

計画合計の民有林の面積は565,000haで、県土面積の41%を占めております。

次に、地域森林計画の位置づけについてです。

左側が県の各種計画の体系になります。

県全体の振興計画となる福島県総合計画、その部門別の計画として、委員の皆様に御意見をいただきました農林水産業振興計画がありまして、これに即して各種事業計画が立てられております。

また本県の土地利用の方向性を示します土地利用基本計画がございます。右側が森林計画制度の体系になります。

森林・林業基本法に基づいて、政府が長期的かつ総合的な政策の方向・目標を示しました森林・林業基本計画を立てまして、これに即して農林水産大臣が全国森林計画を立てます。

これらに即しまして民有林では地域森林計画、国有林では国有林の地域別の森林計画が立てられます。

地域森林計画に適合した形で、市町村では市町村森林整備計画を、そして 市町村森林整備計画に適合した形で、森林所有者等においては森林経営計画 が策定されます。

なお地域森林計画は農林水産業振興計画、それから土地利用基本計画との 調整を図って策定しております。

次に、磐城地域森林計画の前計画、平成30年から令和4年の実行結果等、 今後の取り組みについて御説明いたします。

計画量に対する実行歩合は、伐採材積が96%、間伐面積が42%、造林面積が15%、林道開設量が15%となっております。

磐城地域森林計画の課題は、放射性物質の影響を受けた森林環境の回復、 資源構成の適正化、自然環境の保全など公益的機能の維持、効率的かつ安定 的な林業経営の4つになります。

これらの課題を踏まえて今回の樹立に当たりましては、①東日本大震災及 び原子力災害からの復興、②森林資源の質的な充実、③森林の有する多面的 機能の持続的な発揮、④持続可能な林業経営の確立、この4つの事項を重視 しております。 ここからは計画策定に当たりまして重視している各事項について、御説明 いたします。

まず1点目の東日本大震災及び原子力災害からの復興についてです。

こちらのスライドは、ふくしま森林再生事業により取り組みを示したものになります。

森林環境回復の推進を図るため、ふくしま森林再生事業により間伐等の森 林の整備、丸太筋工等による放射性物質の拡散抑制に取り組みます。

この他、次世代のきのこ原木等となる広葉樹林の再生、里山の整備に向けた取り組み等を推進します。

6ページに移りまして、新たな木材需要の創出を推進するため、未利用間 伐材など木質バイオマス発電所等で利用することや、新たな利用拡大を図る ためにWOOD. ALCや縦ログ構法などの製品開発、それから木材公共施設等 への利用などにより県産材の需要拡大を図ってまいります。

次は、2点目の森林資源の質的な充実についてです。

県内の人工林は利用可能な高齢級林分が増加している一方で、若齢級林分が少なく偏った齢級構成となっております。

面的なまとまりをもった森林経営に向け、主伐・更新による森林資源の適正 化を図るために、施業集約化に加え、森林組合による保育・経営の活性化等の 推進、GISの活用や林地台帳の作成等による森林関連情報の整備・提供、利用 可能な高齢林分の更新を推進いたします。

また再造林等による的確な更新確保に向け、造林コストの低減や路網整備の推進、育成複層林化や長伐期化への誘導を進め、多様で健全な森林へ誘導し、森林資源の質的充実を図ります。

3点目の森林の有する多面的機能の持続的な発揮です。

豊かな森林の恵みを次世代に引き継ぐため長期的な視点に立って、森林の 状態を的確に把握するとともに、森林資源の現況に応じた適正な森林施業の 実施や森林環境の保全を推進し、森林の有する多面的機能を発揮させるもの とします。

計画では森林の有する機能として、「水源涵養機能」、「山地災害防止/土壌保全機能」、「快適環境形成機能」、「保健・レクリエーション機能」、「文化機能」、「生物多様性保全機能」、「木材等生産機能」を紹介し、それぞれの望ましい森林の姿を記載しております。

4点目の持続可能な林業経営の確立についてのスライドになります。

林業の持続的かつ健全な発展を図るため、路網と高性能林業機械との組み合わせによる低コスト作業システムの導入、人材の確保・育成、地域一体とな

った県産材の供給体制整備、木材製品の安定的な供給、特用林産の振興により持続的·安定的な林産物の生産を推進します。

以上4点が計画策定に当たって、重視している事項です。

次に、磐城地域森林計画区の森林資源の概要について御説明いたします。 まず、左の上のグラフの方を御覧ください。

磐城地域森林計画区における森林面積は約204,000haで、計画区の総土 地面積の約69%を占めております。

森林面積のうち、118,000haが民有林で、森林面積の58%を占めております。

次に、左の下側のグラフを御覧ください。

民有林のうち、人工林は62,000haと53%を占めており、県平均の人工林率36%を大幅に上回っています。

樹種構成は53%がスギで、次いでアカマツ·クロマツが35%となっています。

次に、右上のグラフを御覧ください。

資源量は年々増加し、令和4年現在、平成9年の1.8倍の約4千万㎡となっております。

次に、右下のグラフを御覧ください。

人工林は高齢林化し、人工林の80%が10齢級以上(46年生以上)と本格的な利用期を迎えている一方、7齢級以下(35年生以下)の若齢級が8%と少ないことから、資源の平準化が課題となっております。

次に、森林整備の推移です。

まず伐採立木材積について見ますと、主伐それから間伐の材積はほぼ横ばいの傾向です。

左の下側のグラフになりますが、間伐面積の推移は大体1,000ha前後で推移しておりまして、ヘクタール当たりの間伐材積、これは右の上のグラフになりますが、こちらもほぼ横ばい傾向となってございます。

次に、人工造林面積及び林内路網延長の推移です。

人工造林面積は年度ごとにばらつきはございますが、80ha前後で推移しています。

下のグラフが林内路網整備の延長になります。

こちらは、林道開設の延長が令和4年までで50km、平成24年よりも9km増えています。

作業道整備延長が616km、こちらも平成24年よりも506km増となっています。森林整備と一体的に作業道の整備が進んでおり、作業道の実績がかなり伸びています。

次に、保安林指定面積と治山事業量の推移です。

上のグラフが保安林指定面積ですけれども、保安林指定面積は平成24年の16,370haから年々増加し、令和4年には16,470haと計画的に保安林の指定を進めています。

下のグラフの治山事業量につきましては、災害復旧が進んだため、令和元 年度と比べ事業費は大きく減少しております。

令和4年は推定値で、43億6,300万円となってございます。

続きまして、磐城地域森林計画の各計画量の説明になります。

計画量は計画期間10年間の値となってございます。

初めに主伐材積と間伐材積、それから間伐面積、人工造林面積、天然更新 面積について、御説明いたします。

まず左側のグラフになりますが、こちらは主伐材積と間伐材積について示 したものです。

主伐、間伐材積は、現計画期間内の伐採材積及び森林面積や林齢等を勘案 しつつ全国森林計画に即し計画しております。

また右側のグラフの1番左側になりますが、間伐面積につきましては高齢級化しているということがございまして、経営計画量を今の計画の92.2%に下げてございます。

そして人工造林と天然更新の面積ですけれども、こちらは全国森林計画に 即して設定しております。

続きまして、林道の開設、それから拡張に関する計画になります。

林道の事業計画との調整により計画し、開設は新設17路線、約33km、改築が10路線、約12km、拡張は、改良が50路線約24km、舗装が62路線、約138kmの計画です。

次に、保安林面積とそれから治山事業の計画です。

保安林面積の計画量は、水源涵養は8,904ha、災害防備が10,030ha、保 健風致は1,417haを計画しております。

治山事業の計画量は事業の重要性ですとか、それから緊急度などを勘案いたしまして、治山の事業計画と調整して175地区を計画しております。

次に、阿武隈川、奥久慈、会津計画区における変更内容について、御説明いたします。

初めに、各計画区の対象森林面積の変更です。

まず阿武隈川の計画ですが、官行造林地の返地により2市で合計51haの増

加がある一方、太陽光発電施設の林地開発の完了により7市町で合計129ha の減少となっております。

会津計画区は、太陽光発電施設の林地開発の完了によりまして34haの減少となります。

奥久慈計画区は、変更はございません。

18ページの写真は、主な林地開発完了地区の状況になります。

阿武隈川計画区は上段左の福島市の太陽光発電施設、それから上段右の二本松市の太陽光発電施設、下段の左は本宮市の太陽光発電施設です。

会津計画区につきましては下段の右、猪苗代町の太陽光発電施設となっております。

次に、林道の開設と拡張に関する計画になります。

林道の事業計画との調整を図りまして、こちらの表に記載したとおり、路 線数と延長を変更しております。

全国森林計画の林道開設量の見直しに伴い、森林整備計画や地元要望等を 考慮し計画量を変更いたしております。

次に、各計画区の保安林面積と治山事業の計画量になります。

保安林の指定と解除の面積は、令和元年度の台風19号等によりまして山腹 崩壊が発生して、災害防備機能を早急に発揮させる必要があるなどから、阿 武隈川計画区と会津計画区で増となっています。

阿武隈川計画区は指定が3,414haで32haの増、会津計画区が5,115haで9 haの増です。

解除につきましては、会津計画区で10ha、こちらも1haの増となってございます。

治山事業の計画量ですが、こちらにつきましても令和元年度の台風19号の 復旧等により、阿武隈川計画区では5地区、奥久慈計画区では1地区、会津計 画区では13地区増加しております。

以上が各計画の変更内容の説明でございました。

最後に、地域森林計画樹立と変更に係るスケジュールについて御説明いた します。

本日森林審議会から答申をいただけましたら、今後、農林水産大臣へ協議を行いまして、同意を得た上で、12月14日付けで樹立及び変更、当日付けでの公表を予定してございます。

「磐城地域森林計画樹立案及び阿武隈川、奥久慈、会津地域森林計画の変 更案」については、以上のとおりです。 引き続きまして、「地域森林計画樹立及び変更案に対する意見等」について、 御説明をさせていただきます。

こちらは、資料5をお手元に御準備いただければと思います。

こちらの資料は、縦覧と県民意見公募の結果を取りまとめた地域森林計画 並びに同変更案に対する意見等というものです。

2ページを御覧ください。

森林法第6条第2項に基づく意見の申立て、それからうつくしま県民意見公募、パブリックコメントの結果ですが、縦覧とそれから意見の募集期間は令和4年10月18日から11月17日までの31日間でございました。

こちらにつきましては、意見はございませんでした。

その下、2の関係機関から6の森林審議会委員までになりますが、意見等を いただいておりまして、合計で5件となります。

それぞれの意見、またその対応回答につきまして御説明させていただきま すので、3ページを御覧ください。

東北経済産業局の方から計画区域内の鉱業権が設定されている区域では、鉱業の実施に支障がないよう配慮してくださいと御意見をいただきました。

これに対しましては、資料1の計画書の10ページに記載しております、森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針に記載のとおり、適切な管理を行って災害防止等に努めてまいります。

4ページをお開きください。

こちらは県の関係部局の方からいただいた意見2件になります。

まず復興・総合計画課からは、各計画書に森林計画制度についてが記載されていますが、福島県国土利用計画第5次の記載について、令和3年度に国土利用計画が廃止され、土地利用基本計画と一つの計画になったことから削除して欲しいという意見と、それから福島県土地利用基本計画は令和3年10月26日に変更されているという御意見がございました。

また福島県総合計画との関係ですが、こちらは踏まえてというような文言 に修正してくださいということでしたので、これらは御意見のとおり修正い たしました。

次に、砂防課からの御意見となります。

こちらは資料1の磐城地域森林計画書の93ページから94ページにございます別表8保安林その他制限林の施業方法の別記に、砂防指定地の作業方法と急傾斜地崩壊危険区域の施業方法を追加してくださいということで案を示していただきました。記載内容については、御意見のとおり追記いたしました。

5ページを御覧ください。

こちらは、森林審議会委員の方からいただいた御意見となります。

まず今野委員から、外来カミキリムシの対応について、カシノナガキクイムシ同様に記載する必要はないでしょうか、と御意見をいただきました。

これにつきましては、42ページの森林病害虫の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項(1)の「その他病害虫被害」には、外来カミキリムシも含まれてございまして、本計画におきましてはこれら病害虫の被害状況の把握と対策に努めてまいります。

また、2番目の田子委員からの御意見ですが、基本は広葉樹の天然更新と 思われますが、皆伐後の造林未済地について、森林所有者は天然更新と主張 しますが、その扱いはいかがかと御意見をいただきました。

こちらにつきましては、伐採跡地については人工林、天然林の別を問わずに人工造林または天然更新により的確な更新を図るものとしております。このため伐採跡地全てで人工造林を行うというものではなく、天然更新が確実なものについては天然林を活用した更新を行うこととしまして、植栽によらなければ的確な更新が困難な森林については人工造林を行うこととしております。

以上が御意見等の説明になります。

公告縦覧後から修正された誤字等につきましては、資料6のとおり訂正させていただきますので、よろしくお願いいたします。

「地域森林計画の樹立及び計画変更(案)に対する意見等」については、 以上となります。

議長(藤野会長)

ありがとうございました。

これまでの説明につきまして、御意見、御質問等ありましたらお願いいたします。

田子委員

森林計画書の案を御説明いただいたのですが、磐城地域森林計画書には、 双葉郡の地域も含まれておりますが、この地域の森林についてはどのような 位置づけになっているかお話いただけますでしょうか。

議長(藤野会長)

森林計画課長お願いします。

森林計画課長 (宮田課長)

双葉郡につきましても、今回の計画の対象になってございます。

その施業が出来ない区域があるということは、含みつつも地域森林計画の 対象になっているという取扱いとなっております。

議長(藤野会長)

田子委員、今の回答でよろしかったでしょうか。

田子委員

そうしますと例えば間伐の面積の計画であるとか、そういう数字的なもの にもこのエリアも含まれているのか、いないのか。

その辺も教えていただけたらと思います。

森林計画課長 (宮田課長)

間伐等のエリアは対象として、当然そこは含んでございます。

ただ帰還困難区域になってる部分については、当然そこは除外をするとい う考え方でその計画量そのものは作ってございます。

議長(藤野会長)

確認ですけれども計画としては含まれていて、当然この地域にどれだけの 森林があり、森林の面積や蓄積量も含まれている。ただし計画量を策定する 段階では、当然人が立ち入れないようなところでも間伐をしますという計画 は立てようがありませんので、面積の割に計画量が少なくなっている。

本来であれば、例えばこれだけの資源量があれば、もっともっと間伐がで きるはずですが、当然、現状からして林業の施業が出来ないわけですので、 その分、面積なり、実行量、計画量が少なめに配慮している。そういう解釈 でよろしいでしょうか。

森林計画課長 (宮田課長)

そういう解釈で結構です。

議長(藤野会長)

ありがとうございました。他にいかがでしょうか。 それでは、鈴木委員お願いいたします。

鈴木委員

参考2の4ページ、磐城計画区の説明について、放射性物質の影響を受けた 森林環境の回復とありますが、現況を教えてください。

森林計画課長 (宮田課長)

今回の資料にはないのですが、県としてはモニタリング調査等を継続して きております。ただ、やはり帰還困難区域は、その調査もまだ入っておらず、 避難指示等が解除されたところからモニタリング調査を再開しているという 状況です。

御心配のとおり帰還困難区域については、いまだ相当に高い値になってお ります。

基本的には被災直後から森林の中の放射性物質というのは、自然減衰とほ ぼ同じ値で、放射線量は下がっています。

一般市民が暮らすところは除染等によって相当程度低減してきていますが、 森林内については自然減衰を若干下回る程度の放射線量という状況になって ございます。

議長(藤野会長) 今のお答えでいかがでしょうか。

鈴木委員

はい、分かりました。

議長(藤野会長)

これに関しては、毎年この森林審議会にも県全体としての御報告をいただいていたと思いますので、この地域限定ってわけじゃなく、モニタリングの結果をまた別の会議で説明をいただくということでしょうか。

森林計画課長 (宮田課長)

これまで本審議会等で情報提供という形で説明していましたが、森林の放射線量が理論値どおりの下がり方ということで、同じような情報提供になってしまいますので、今回は情報提供を省略しました。

調査結果につきましては、県のホームページで公表しておりますので、そ ちらを御覧ください。

議長(藤野会長)

はい、ありがとうございます。

森林保全課長(吉田課長)

補足でございます。

議長(藤野会長)

森林保全課長お願いします。

森林保全課長 (吉田課長)

口頭になってしまいますが、モニタリングの調査結果の概要について、若 干御説明したいと思います。

モニタリング調査につきましては震災後、1,300箇所実施しております。 まず昨年度の調査結果について、震災後調査を継続している箇所がござい ますが、そこの平均空間線量率は0.17 μ Sv/hということでございました。

前年度の令和2年度の同じ実績が $0.18 \mu \text{ Sv/h}$ ですので、やはり若干下がっていっているということでございます。

今ほど森林計画課長からもお話ありましたとおり、空間線量率の下がり方につきましては、物理学的減衰率とほぼ同じく下がってきているということでございます。

昨年度の報告でもあったかと思いますが、立木についても詳細に調査して おりまして、立木の各部位の放射性物質、放射性セシウムの濃度につきまし てはやはり空間線量率と高い相関があるということでございます。

国でも調査をしておりまして、その結果を見ますと森林内の放射性セシウムの動態は、95%以上が土壌に含まれています。それも0~5cmの表層の方に含まれているということでございます。

議長(藤野会長)

ありがとうございます。鈴木委員よろしいでしょうか。 はい、ありがとうございます。それでは他に御意見いかがでしょうか。 では、白岩委員お願いいたします。

白岩委員

白岩です。よろしくお願いします。

御説明ありました、それぞれの地域森林計画の主な変更内容の中で、地域 森林計画の林道開設量の見直しに伴い、森林整備計画、地元要望等を考慮し 計画量を変更したとございますが、このような森林整備計画を行う上で、特 に災害等の危険性を考えながら計画を行うべきと思いますので、地元の方の 要望等を重視したことはとても大事なことだと思います。

そうしたことから、地元の方々からの要望等が具体的にどういうようなこ とを出されていたか、すべてでなくて結構ですので、お聞かせください。

議長(藤野会長)

具体例ではなくてもいいので、このような要望がありましたという何か例 があれば、御説明いただければと思います。

では、森林整備課長お願いいたします。

森林整備課長 (平野課長)

要望関係については、市町村を通じて、特に林道関係は林道を作った後の 管理が市町村になってございます。そういった関係もあって各市町村に、ど の林道をどこの部分を作りたいのかを照会して、その数字を上げてもらうと いう形をとってございます。以上です。

議長(藤野会長)

ということは、各市町村から、例えばもうあと1,000m増やして欲しいと かという数字が上がってくると思ってよろしいでしょうか。

森林整備課長 (平野課長)

数字も去ることながら、各市町村の中ではどの辺に林道が欲しいという部 分があり、その地区を吸い上げるという形にしております。

それは治山事業も同様に、要望照会により計画をしております。

議長(藤野会長)

森林保全課長お願いいたします。

森林保全課長 (吉田課長)

今ほど治山事業という話も出ましたが、山崩れとかそういった災害につい ても、治山事業で対応するということで計画量として上げてございます。こ れらの計画量の上げ方につきましても、やはり地元の要望等を踏まえながら ということでございます。

変更計画につきましては、近年の災害等を受けて計画を変更して数字を上 げて、事業を展開していかなければならないということで計画しております。

先ほど森林整備課長からも話がありましたとおり、治山事業につきまして も、地元からの要望は市町村を通じて上がってくるという形でございます。

議長(藤野会長) 白岩委員いかがでしょうか。

白岩委員

はい、ありがとうございます。

議長(藤野会長)

それでは他にいかがでしょうか。では、高木委員お願いいたします。

高木委員

参考2の4ページです。

この計画量と実行量の対比した表ですが、これを見ますと伐採材積については、実行量が計画量の96%となっていて、一方で間伐面積が、実行歩合の42%ということになっています。

そうなると恐らく間伐ではなくて、皆伐等の主伐が相当あったのではないだろうかと考えられますが、その一方で造林面積が計画量の15%と非常に低い状況になっています。いわゆる人工造林が、その伐採後において行われていない面積が相当多いというような理解でしょうか。

それとも、いわゆる天然更新が相当含まれているのか。その辺を教えてい ただきたい。

議長(藤野会長)

はい、ありがとうございます。森林計画課長お願いいたします。

森林計画課長 (宮田課長)

今の計画量と実行量の対比についてです。

間伐面積は確かに半分程度の進捗ではありますが、計画当時若しくはその 間伐をしてる対象そのものが高齢級に移行している考え方もあって、この乖 離及びその伐採材積そのものが、すべて皆伐という訳ではありません。

それから造林面積がかなり低位になっていることについて、それも御指摘のとおりではあります。

ただ一部には、皆伐後に再造林をされていないところも、いわき市付近を 中心にそういうところが存在するというのはある程度確認をしていますが、 そういった部分をしっかりと今後ケアしながら、再造林について一貫施業等 も含めてやっていきたいと考えてございます。

議長(藤野会長)

よろしいでしょうか。

高木委員

関連して、林道開設量が同じように15%ということで、随分減ったように思えるのですが、主な要因としてはどういったことがあるんでしょうか。

森林整備課長 (平野課長)

林道開設量は15%となっております。林道開設量の計画に当たっては、実際にやるところを県が実施したり、市町村が実施している公共事業がほとんどで、当初の計画が多少、大き過ぎたというのが正直なところです。

実行量となると、15%となっていますが、各市町村からの要望に関しては、 ほぼ要望どおり計画出来ているというような実態になってございます。 高木委員

はい、ありがとうございます。

議長(藤野会長)

では、田子委員お願いいたします。

田子委員

ただいまの高木委員の質問にも関係するかと思いますが、事前に質問をさせていただいた部分の天然更新という記載です。

これは私も必ずしも全てを人工造林にしなくてはいけないということではなく、伐採をする際には市町村に伐採届を出す。伐採をした。その後問題はやはり木材価格の低迷、低下ということもあって採算が合わない。もうこれ伐って売ったら後は植えない。皆伐跡地がもう磐城だけじゃなくて県内各地にある。本来であれば皆伐跡地を市町村が5年後の状況を見て、将来ここをどのようにするのか、その確認とか、いろいろ手続きはあるはずです。

天然林は天然更新、これは立派な広葉樹の林になる確率は高いと。

ただ一度人工林にして50年も60年も人工林という形で育ててきた山林は、 皆伐した後、どういう状況になるかというと、ハギであったり、タラノキで あったり、クズであったりと、それが有用な広葉樹の林になるのにはかなり の年数を要します。もしかしたら、そういうような有効な天然林にはならな い可能性もあります。

それから資源としての人工造林を将来、供給を含めた場合に懸念があるのではないでしょうか。

皆伐をした人が、いや私はこれは天然更新ですと言われれば、それ以上手を出しようがないっていう現実もあります。

これはあくまでも、市町村が対応ということになるかもしれませんが、県として、やはりその指導であるとか、森林整備の推進であるとかというところに努力をしないと、高木委員の質問にもあったように、造林面積の計画量で5,128ha、実行量778ha、実行歩合15%と、そこは県でも一生懸命、施策を設けていただいて進む方向に行ってると思いますが、懸念する部分もあります。

そのように考えましたから、文書で質問ということにさせていただきました。以上です。

議長(藤野会長)

では、森林計画課長お願いします。

森林計画課長 (宮田課長)

本来であれば、もともと人工林であったところは2年以内に、それからそれ以外のその他については5年以内に更新が図られるかどうかということを確認をした上で、その伐採跡地の更新状況を注視しながら、天然更新完了基準も持っておりますので、その基準に従いながら更新の完了を判断していくというのが、基本的な対応になってございます。

確かに、50年も60年も人工林であったところには、なかなか天然更新その ものが難しいのではないかという御指摘も最もなところではございます。

ただ単純に伐りっ放しということではなくて、そこは現地を見ながら、また市町村とも連携しながら、その後しっかりと森林になるように。単に草地等になってしまわないように的確な指導をしていきたいと考えているところです。

議長(藤野会長)

ありがとうございます。

実はこれに関して私は裏話を知っておりまして、もともとは皆伐を全部伐ってしまった後に、植えるということを皆さんが行わないのでどうしましょう、という話が10年以上前からあったわけですが、これの一つの解決策として、放っておいても木が入ってくるんだからそれでいいじゃないかという意見が出てきたわけです。確かに緑色の何かが入ってくる。ただ入ってきた直後は、草なのか木なのか。それすら多分プロの目から見てもなかなか判断がしづらいので、植えなさいという意見に対して、木が生えているでしょという、何か言い訳みたいなのが通ってしまいがちだったかと思います。

それを何とかしないといけないということで、特に研究者側からこれが天然更新で、本当にできるのかどうなのか基準がやっぱり必要だろうということで、国の森林総合研究所で研究が行われまして数字を設定しました。

例えば伐後後、天然更新は皆さんが想像するような大きな森林には10,000 本ぐらいは芽が入ってこないとならないという、一定の調査結果の基準を出 しております。

それが先ほど森林計画課長がお話しになった、天然更新の完了基準となっています。

実際にそれを作った先生と話をすると、「10,000本も入ってくることなんてそんなにないよ」と。なので人工林の跡地は基本的には植えないとどうしようもない。どうしようもないというのは個人の感想にすぎないので、数字で示しおりますので、これをもとに市町村や県が基準どおりになってないから、やっぱり植えないといけないですという指導をする。そのための根拠を作ったと聞いております。

田子委員がまさに危惧されるとおりのことが現実で起きておりますので、 その対応方針も既に制度の中に組み込まれているので、後は運用として、県 や市町村の方のマンパワーが足りるのかどうなのか、恐らくその部分が大き な問題になってくるかと思います。

ちょっとコメントでございました。

特に御意見等はございませんでしょうか。

それではリモートの委員の方も御意見なさそうですので、議案第1号は、 原案に異議がないものとして、知事の方に答申したいと思います。

なお、答申は次第のとおり審議会の閉会後に行いますので、事務局におい

ては準備をお願いしたいと思います。

では、次の議題に移らせていただきたいと思います。 議事の2、報告事項となります。

まず始めに、アの森林保全部会からの報告をお願いいたします。

田子委員 (保全部会長)

それでは初めに、令和4年度第1回森林保全部会を8月4日に開催いたしまして、委員8名中、6名に出席いただきました。

令和4年7月27日付け4森第1387号で知事により諮問のありました、合同会社白河表郷による太陽光発電施設の造成に係る林地開発許可案件を審議した結果、許可は適当と認められたことから、令和4年8月4日付け4福審保第2号をもって知事に対し適当と認める旨、答申をいたしました。

続きまして、令和4年度第2回森林保全部会を本日12月1日に開催し、委員 8名中、5名が出席をしました。

令和4年11月18日付け4森第2472号で知事より諮問のありました、いわき神楽山復興エナジー合同会社による風力発電施設の造成に係る保安林の指定の解除案件を審議した結果、解除は適当と認められたことから、令和4年12月1日付け4福審保第6号をもって知事に対し適当と認める旨、答申をいたしました。

以上、森林保全部会よりの報告とさせていただきます。

議長(藤野会長)

ありがとうございます。資料7に基づきまして、森林保全部会の報告をい ただきました。

次に、イの福島県農林水産業振興計画の進行管理についてです。 それでは、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 (川口主幹)

資料8によりまして、農林水産業振興計画の進行管理について御説明をさせていただきます。

資料8の1から6までございますので、お手元に御準備をお願いいたします。 農林水産業振興計画につきましては、昨年度まで御審議いただきまして、 令和4年度より本計画に基づいて施策を進めているところでございます。

今回は資料8を用いまして、令和3年度の実績を中心に御説明いたします。

ただ進捗状況などを御説明する前に、まずその振興計画の概要、それから 進行管理のスケジュール、そして施策の基本の方向等について御説明をいた します。

資料8-5に福島県農林水産業振興計画の概要版というものがございますので、資料の1ページ目を御覧ください。

計画の概要につきましては、東日本大震災、それから原子力災害から11年 が経過し、被災した海岸防災林や林道などの復旧はおおむね完了し、森林整 備等も進めてきました。

一方、野生きのこなどの出荷制限が継続、きのこ原木林の生産・再開の見通 しが立たないなどの課題もございます。

こうした状況を踏まえまして、時代に即した農林水産業それから農山漁村の振興施策を進めていくために、県が行う長期的展望に立った施策の基本的な方向性を示すものとして、令和3年12月に福島県農林水産業振興計画を策定いたしました。

計画期間につきましては、令和4年度を初年度としまして、令和12年度を 目標年度とする9か年の計画です。

4ページを御覧ください。

こちら基本目標につきましては、『「もうかる」「誇れる」共に創るふくしまの農林水産業と農山漁村』としまして、その基本目標に基づいて、めざす姿、4つほどございます。

また、その4つのめざす姿の下に、6つの施策の展開方向を定めてございます。

森林・林業の重点的な施策としましては、森林整備の推進、それから広葉樹林、きのこ原木林の再生、担い手の対策、大径材の活用、森林資源の適正な管理、林道等路網の整備、それから山地災害の防止、病虫害対策、森林の持つ機能や木材利用への理解促進などです。

19ページを御覧ください。

こういった基本目標、それからめざす姿、施策の展開方向というものを定めまして、こちら計画の推進に当たりましては、様々な主体が参画するとともに、連携等によりまして取り組みを進めていくことが重要と考えてございます。

そのためには、的確な情報提供、それから情報発信の強化、活動支援等により計画実現をめざすこととしております。

なお、計画の詳細につきましては、こちらは少しボリュームがあるのですが、後ほど御覧いただければと思います。

次に、資料8-1を御覧ください。

進行管理について、御説明をさせていただきます。

農林水産業振興計画の進行管理は、進行管理実施要領に基づいて行っております。

まず進行管理のスケジュールになりますが、実績の把握を4月から6月までに行いまして、具体的な取り組みですとか、指標の取りまとめといったものを、7月から8月に行うこととしております。

その後、8月から9月に県内7方部で意見交換会を開催して、農林漁業者等

から意見を聴取いたします。

これら実績や意見交換会の内容をもとに、審議会において計画の推進状況 を御審議いただきまして、課題や今後の方針等について意見をいただきます。 今回の説明は、この部分に該当いたします。

12月以降、意見を踏まえて次年度以降の事業を構築したり、4月に施策の基本方向を公表して、それぞれの事業を実施しているというような流れになっております。

このスケジュールを毎年繰り返す形です。

資料8-2と3を御覧ください。

これらは令和4年度の農林水産業施策の基本方向と、令和4年度の農林水産 部の主な事業を記した資料となります。

関連するため、森林・林業の記載のある項目について、併せて御説明いたします。

まず東日本大震災・原子力災害からの復興の加速化です。

被災した林道や海岸防災林等の復旧を進めるとともに、ふくしま森林再生 事業によりまして森林整備とその実施に必要な放射性物質対策を一体的に進 めることとしております。

次に、多様な担い手の確保・育成ですが、林業人材育成事業によりまして、 林業アカデミーふくしまにおいて、長期研修の開催、それから施設の整備を 進めます。

次に、活力と魅力ある農山漁村の創生ですが、森林の有する多面的機能の維持発揮に資する森林整備を進めることとしております。

また、森林とのきずな事業によりまして、情報発信や植樹祭の開催などにより、森林への理解促進を図ります。

さらに、山地に起因する災害から県民を守る治山施設の整備を推進いたします。こちらが令和4年度に行っている施策になります。

それでは、資料8-4を御覧ください。

こちらがこの福島県農林水産業振興計画の森林・林業の関連指標を取りまとめた表になります。

本計画における森林・林業関連指標は12ございますが、令和3年度の実施状況、それから課題、今後の取り組みなどについて、御説明をさせていただきます。

表の左端から農林水産業振興計画の節、項、指標番号、指標名、計画策定時の現況値、令和3年度、この中には令和2年度もございますが最新の実績、令和12年度の目標値、現状分析と今後の見通し、課題、今後の取組等、担当課という順に記載してございます。

まず、第1節の東日本大震災・原子力災害からの復興の加速化に関する指標

について、御説明いたします。

指標番号3番、森林整備面積です。

令和12年度の目標値8,000ha以上に対しまして、令和3年度は5,857haとなっております。

森林整備面積につきましては、震災前の半分程度にとどまっておりまして、 横ばい傾向で推移しております。

森林整備を推進するためには、予算や労働力の確保といったものが必要で すので、各種事業を活用しまして実行面積を確保してまいります。

また伐採・再造林を一体的に行う一貫作業による省力化、低コスト化を進めまして、再造林による森林整備面積の確保に努めてまいります。

次に、第2節の多様な担い手の確保・育成に関する指標について、御説明いたします。

指標番号14の新規林業就業者数と指標番号15の新規林業就業者の定着率です。これらは関連する目標のため、併せて御説明をさせていただきます。

就業者数は令和12年度の目標値140人以上に対して令和3年度は100人、 定着率は75%以上に対しまして、54.7%となっております。

震災前は200人を超えていた新規林業就業者数は、近年100人以下にとど まっておりまして、高齢化も進んでいるという現状です。

新規林業従事者の離職率、それから労働災害の発生頻度が高い現状を踏まえて、若い世代の定着率の向上や安全な現場作業技術の習得、就労環境の改善が必要であり、林業アカデミーふくしまでの研修を通じた実践力を有した人材の育成や安全講習会の開催支援などによりまして、就労環境の改善に取り組んでまいります。

次に、第3節の生産基盤の確保・整備と試験研究の推進に関する指標について、御説明をいたします。

指標番号22の林内路網整備延長です。

令和12年度の目標値8,860km以上に対しまして、令和3年度は7,001kmとなっております。

森林整備を実施した区域を中心に林業専用道や森林作業道の路網整備を行っておりまして、今後も各種事業を活用して路網整備を進めてまいります。

次に、指標番号23番の木材(素材)生産量ですが、令和12年度の目標値 1,350,000㎡以上に対しまして、令和2年は914,000㎡となってございま す。令和3年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響によって外材の入荷 量が減少しまして、国産材への転換の動きが見られ、素材生産量はさらに増 加することが見込まれます。

また、素材生産量はここ数年900,000㎡程度で推移しておりまして、さらに素材生産量の拡大を図るためには効率化や低コスト化が必要であることか

ら、高性能林業機械の導入による生産基盤の強化、そして木材加工流通施設 の整備等による安定供給体制の構築に引き続き取り組んでまいります。

次に、第5節の戦略的な生産活動の展開に関する指標について、御説明を いたします。

指標番号43の林業産出額ですが、令和12年度の目標値152億円以上に対して、令和2年は101.2億円となっております。

令和2年は新型コロナウイルス感染症拡大による巣ごもり需要を受け、栽培さのこ類の需要が高かった一方、新設住宅着工数が減少し製材用素材等の 生産量が減少したため、前年に比べ減少となりました。

令和4年は燃料チップの利用料が増加傾向にあることから、緩やかな増加 傾向で推移するものと見込まれております。

また、林業産出額はここ数年100億円程度で推移しておりまして、きのこ等の生産量につきましては震災前の7割程度となっていること、木材製品は震災前の水準まで回復しているものの木質バイオマス発電用燃料チップの需要の高まりへの対応から、原料となる原木ですとか木材チップの供給体制を強化していく必要がございます。

このため、栽培きのこ類や木材生産など関連ある分野への支援を継続して まいります。

指標番号44の栽培きのこ生産量です。

こちら令和12年度の目標値は7, 100t以上に対して、令和3年は5, 272tとなっております。

令和3年の生産量は菌床しいたけの増産体制の整備や新規参入した事業者 の本格生産を受けまして、前年を上回っておりますけれども、現在も震災前 の8割程度となっております。

また、きのこ生産に必要な資材それから燃料の価格高騰が生産者の負担になっていることから、生産資材購入に係る経費の負担軽減のための支援それから燃油使用量削減に向けた設備導入支援を継続してまいります。

2ページに移りまして、指標番号54の森林経営計画認定率です。

令和12年度の目標値32%以上に対しまして、令和3年度は13%となっております。

木材価格の低迷や林業経営意欲の低下、それから境界不明などによって伐 採と植林を繰り返す持続可能な林業や集約的・効率的な森林経営が進まない状 況となっております。

また森林経営に必要な計画を作成できる人材が不足していることも、なかなか認定率の上がらない原因となっていることから、計画作成支援や人材育成に取り組むとともに、事業の活用によりまして境界明確化を進め、認定率の増加を図ってまいります。

指標番号55の森林経営管理権集積計画の作成面積です。

令和12年度の目標値は累計で6,250ha以上に対しまして、令和3年度は491haとなっています。

現在ほとんどの市町村においてその計画策定の前段になります森林所有者への意向調査などに取り組んでいるところで、また相双管内の市町村におきましては復旧事業が優先となっていることから、経営管理権集積計画の作成がなかなか進まない状況は今後も続くと考えられます。

このため、経営管理権集積計画の策定が進むよう、市町村への支援を行ってまいります。

次に、第6節の活力と魅力ある農山漁村の創生に関する指標について、御 説明いたします。

指標番号62番の森林づくり意識醸成活動参加者数です。

令和12年度の目標値は170,000人以上に対しまして、令和3年度は144,954人となっております。新型コロナウイルス感染症の影響によって活動が規模縮小または中止となって、参加者数は大きく減少をしております。

このような新型コロナウイルス感染症の影響は今後も続くと予想されますが、ふくしま植樹祭を中心とした各種事業により、県民の森林づくり意識の 醸成に取り組んでまいります。

指標番号68の治山事業により保全される集落数です。

令和12年度の目標値は1,179集落以上となっていまして、これに対しまして、令和3年度は1,097集落となっております。

今年度においても、11か所の治山事業の着手を見込んでおりまして、事業が円滑に進むよう早期発注に努めてまいります。

最後に、指標番号70の木質燃料使用量です。

令和12年度の目標値は900,000t以上に対しまして、令和3年度は676,000 tとなっております。

令和3年の木質燃料使用量は、新たな木質バイオマス発電施設の稼働に伴い増加しておりまして、今後、整備計画もあるため使用量の増加が見込まれます。

また、製材端材や林地残材の活用推進が必要であることから、木質バイオマス利用機器の導入を支援するほか、燃料用木材の運搬経費支援に引き続き取り組みまして、森林資源の有効活用を促進してまいります。

なお、資料8-6に農林漁業者等との意見交換会での主な意見を併せてお配りしておりますので、参考にしていただければと思います。

説明は以上です。

議長(藤野会長)

ありがとうございました。

ただいま、報告事項について説明がありましたが、御質問、御確認したい ことなどございましたら、皆様よろしくお願いいたします。

私の方から1つ質問がございます。

資料8-4の2ページ目、この項目の番号でいうと54番になります。

指標名は、森林経営計画認定率についてです。現況値としまして令和2年度が認定率15%だったのが、令和3年度には13%ということで減少しております。これは、恐らく5年経って計画を新たに作り直すことをしなかった方々が結構いらっしゃったということを表してると思うのですが、もう少しこのあたりの詳しいところが分かるようでしたら御説明いただけないでしょうか。

森林計画課長お願いいたします。

森林計画課長 (宮田課長)

会長、御指摘のとおりの傾向にあるということです。

ただそこをしっかりと12年度目標値に近づけていくために、まずは人材の 育成とそれから後方支援ということで森林クラウド等を活用しながら、円滑 に計画認定が進むように県としてもしっかりと取り組んでいきたいと考えて おります。

議長(藤野会長)

この15%を例えば、二重三重に増やすためには、今おっしゃられたような人材育成ですとか、新たな技術というのが当然必要になってくるのですが、この森林経営計画というのは樹立から5年でまた立て直す、そういう計画になっております。通常であれば、5年前に作った計画から数字だけを変えるというのが一般的なのですが、もう計画を立てるのは止めましたとなると、技術的な話というよりは、もっと全然違う理屈があるのではないのかなというように考えられます。

例えば、木材市況が全然駄目なのでもう計画なんか立てたくないというものもあるでしょうし、相続などによりそもそも所有者側で計画を立てる、または委託をするための山林そのものがなくなってしまう。

ここはもう少し踏み込んで分析を行っておかないと、なぜもう一度立て直 すということが放棄されてしまったのか。

私は、結構これは深刻な問題と思っております。是非そこの部分を整理した上で、人材育成ですとか技術的なサポートなどがあり、この目標値32%という数字になっていこうかと思います。

はい、他の皆さんで何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

田子委員

よろしいですか。

議長(藤野会長) はい、お願いいたします。

田子委員

先ほどの会長の森林経営計画の認定というところに、現場で実際にこの経 営計画を立てる立場でちょっとお話をさせていただきたいんですが、実は私 どもいわき市森林組合の区域の中で、だんだんその面積を縮小しています。

というのは、当初はなるだけ多く、例えば植林をしたいという人が補助の 該当になるようにそこまで含みましょう、こちらで間伐をやりたいのであの 人のところを区域に入れましょう、という形である程度の面積を経営計画と して樹立するのですが、5年たって終わりのときに今度はその実行率といい ますか、対象面積に対してこれだけやらなければいけないところが非常に苦 しくなります。

そういう現実がありまして、森林所有者から依頼を受けていろいろな立場 で代理申請をしている森林組合としても、もう確実にこなせる区域というこ とで、やはり絞らざるを得ないという現実もあります。

それは裏返してみれば、自分の森林を整備をしたいという意欲がまず減退 している。それから、間伐をしたいと言っても頼む人がいないという現実が あります。

いろいろなことで藤野会長がおっしゃったように、様々な要素が結果的に ここにきてる。これが現場に行っていて、まさにおっしゃるとおりだと思い ますので、やはり今後ここが上がってこないとトータルで素材生産量である とか、森林整備面積であるとか、そういうところに繋がっていかないという 現実が出てくる可能性は大きいだろうと考えてます。以上です。

議長(藤野会長)

ありがとうございます。

今の部分ちょっと皆様に解説しますと、この森林経営計画というのは一般 には森林所有者の方が森林組合にこの山の管理をお願いをし、森林組合が分 わかりましたと言って、例えば50haなり100haの管理計画を立てます。

簡単に言ってしまうとそういうものではあるのですが、実はこの森林経営 計画制度ができる前にも同じような制度があったのですが、計画は立てたけ れど、計画を実行しませんでしたというのが当たり前だったんですね。

不思議なもので、計画を立てたらやるのが当たり前じゃないかと普通は思 いますが、林業界では計画は立てたら、なぜ計画を実行するんですかという ようなそういう制度でした。

そこでこれを改めましょうということで、計画を立てたらちゃんと実行し ましょうと。この経営計画の制度が出来たときには、ちゃんと実行出来てい ないときに使った補助金は返してもらいます。それぐらいの厳しいことが言 われていました。

現実はそこまで厳しくなっていないんですが、やはり立てた以上はしっか りやってくださいとなっていますので、田子委員がおっしゃられたように、

最初はちょっと欲張ってここもやっておきたい計画を立ててみたものの、実際のところはそこまでは出来なくて、県あるいは市か国か分かりませんが、計画量に沿って実行出来てないじゃないですか。ということで指摘されてしまうと、その次の計画を立てる立場になると、計画量を少なくしておきましょうとなっていき、このような数字になった部分もありますというお話だったかと思います。

一概に言えるものではないとはいえ、そういう現実を踏まえていかないと 単にこの目標値32%という数字だけ追いかけていっても、やろうと思ったら 田子組合長もどんどん計画を立ててくださいと言えば立ててくださいます。 計画を立てて計画量が出来まして、この振興計画として目標値が達成しました。

でもその後、田子組合長は責められるわけです。計画は立てたのですが、 実行出来てないじゃないかと。その辺りの現場の本当の苦労のところを県で も汲み取っていただいて、中身のある計画を作っていただくのが良いのかな と思います。

田子委員ありがとうございます。

他いかがでしょうか。リモートの皆様、何か御意見などございますでしょうか。

よろしいでしょうかね。特に御意見もないということですが。

すみません、私から。最初に御説明があったかどうかがちょっと分からなかったのですが、この資料8-4の評価と書かれていて、横棒やBと書かれているものの見方を教えていただけますでしょうか。

事務局 (川口主幹)

こちらの評価ですが、R3年度取りまとめというところの欄の上段に実績があり、下段に暫定目標値というように記載されてございますが、こちら暫定目標値が定められている新規林業就業者数のところと林業産出額のところについては、評価という形で記載させていただいてございます。

しっかり達成している100%以上行っているものに対してはAという評価をつけまして、そこから85とか、60とかいったような評価の指標がございまして、そのパーセンテージ以上のものにつきまして、2番目としてBという評価で、3番目としてCという評価というような形で評価をすることとなってございます。

議長(藤野会長)

こちらの暫定目標値があるものとないものの違い、ないしはこの暫定目標値というのはどういったものでしょうか。

事務局 (川口主幹)

暫定目標値というのは、R3年度にここまで達成したいというような目標を 定めたものです。

R12年度までですとかなり期間も長いので、その途中途中の年度でそれぞ

れ暫定的に目標を作ってございます。

ないものについては、それはあくまで最終のR12年度にこの数値を進めていくというようなもので、途中の目標値を持たないというような指標もございます。

議長(藤野会長)

分かりました。ありがとうございます。

他に御意見等ございますでしょうか。

もしないようでしたら、本日の審議を終了したいと思いますがよろしいで しょうか。

リモートの方でも手が挙がっておりませんので、以上で本日の審議を終了 いたします。

では、司会の方にマイクをお返ししたいと思います。

司会

はい、藤野会長ありがとうございました。

(秡川総括主幹)

皆様には長時間にわたり熱心に御審議いただき、誠にありがとうございま した。

それでは、次第の6、その他に移らせていただきます。

事務局、お願いいたします。

事務局

はい、事務局より1点、連絡がございます。

(川口主幹)

本日の議事録についてです。議事録につきましては、整理、御発言いただきました各委員に御確認いただきまして、議事録署名人の署名後、写しを全委員へお送りいたします。

なお議事録は、森林計画課ホームページで公表いたしますので、御了承願います。事務局からの連絡事項は以上です。

司会

よろしいでしょうか。

(秡川総括主幹)

それでは、以上をもちまして本日の福島県森林審議会を閉会いたします。